

平成17年改正不正競争防止法について

フェアトレード委員会*

抄 録 平成17年6月22日「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第75号)が成立し、同年6月29日に公布され、平成17年11月1日から施行されることとなった。事業活動における競争環境が、グローバルな規模で激化する中で、企業が競争力を維持、強化していくために知的財産の保護の強化は不可欠である。「知的財産戦略大綱」,「知的財産推進計画2004」において、知的財産保護の強化に向けた法改正が計画され、実現されていく中、不正競争防止法においても平成15年に導入された営業秘密の不正使用に対する刑事罰に新たな処罰規定を設け、他人の商品の形態を模倣する行為および他人の著名表示を冒用する行為に対しても刑事罰を導入することとし、あわせて、不正競争行為への罰則を強化した。また、本改正により、営業秘密に係わる裁判所の秘密保持命令の違反行為について、国外犯も処罰対象となることから、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権においても同様の規定が整備されることになった。本稿では、改正法の内容について詳述する。

目 次

1. はじめに
2. 模倣品・海賊版対策
 2. 1 著名表示冒用行為(2条1項2号)に対する刑事罰の導入
 2. 2 商品形態模倣行為(2条1項3号)に対する刑事罰の導入
 2. 3 不正競争防止法侵害物品の水際差止め制度の導入
3. 営業秘密の刑事的保護の強化
 3. 1 総 論
 3. 2 各 論
4. おわりに

1. はじめに

不正競争行為である他人の成果の冒用は、公正な競争を阻害し、営業上の利益を侵害することとなる。具体例としては、ブランドやデザインを模倣した模倣品・海賊版の横行による被害や、企業努力により獲得した技術情報や顧客情報などの営業秘密の流出などがある。事業活動

上、有益で価値のある成果を蓄積し、保護していくためには、不正競争行為を行う事業者に対して、迅速かつ適切に対応を図ることのできる法的措置の整備が必要である。

不正競争防止法(以下、不競法)は平成2年の改正により営業秘密の保護を、また、平成5年の改正により著名表示の冒用行為、商品形態の模倣行為を不正競争類型として民事的な救済を図れるようにしたが、国際的な水準と比べると十分とは言えず、また被害の増加に伴い救済措置の拡充が望まれていた。

平成15年には営業秘密保護に刑事罰を導入したが、媒体の取得等を伴わない退職従業員や国外犯の対応については導入が見送られた。また、模倣品・海賊版の被害については、民事的な解決は困難かつ危険を伴うため、より適切な法的措置を図る必要性が認識されていた。

このような状況のもと、平成17年6月22日「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平

* Fair Trade Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

成17年法律第75号)が成立し、同年6月29日に公布され、平成17年11月1日より施行された。

本稿では、第2章に模倣品・海賊版対策を、第3章に営業秘密の刑事的保護の強化を紹介する。

本稿は、2005年度フェアトレード委員会の清水哲夫(第1小委員長:住友ゴム工業)、近藤尚彦(第1小委員長補佐:デンソー)、羽賀誠哉(小松製作所)、木谷文彦(豊田自動織機)、橋本政美(ヤマハ)、松田良昭(日立マクセル)、美甘徹也(東芝)、吉田実(本田技研工業)、渡辺優子(第2小委員長:富士ゼロックス)、桑原恒夫(第2小委員長補佐:フジクラ)、西川貴祥(第2小委員長補佐:凸版印刷)、大庭秀雄(大日本印刷)、絹見和則(日本触媒)、櫻井克己(鹿島建設)、笹木幸雄(富士通)、殿水淳司(カシオ計算機)、森文男(エヌ・ティ・ティ・データ)、細川喜照(シャープ)が分担執筆したものをまとめたものである。関連条文等の解釈については各執筆者の見解である。

2. 模倣品・海賊版対策

今回の不競法改正の契機として、日本国内での模倣品・海賊版の氾濫という状況がある。これは、近年顕著に見られるアジア諸国での模倣技術の大幅な向上により、模倣品・海賊版の品質が向上し、その結果、模倣品・海賊版の日本国内への流入が大幅に増加した結果と考えられる。こうした模倣品・海賊版の氾濫という状況を放置すると、企業のブランドイメージが毀損されるだけでなく、模倣品・海賊版を真正品と信じて買ってしまった購入者の被害も無視できないレベルになってしまう。

さらに注目すべきは、模倣品・海賊版の販売は、その多くが反社会的勢力の資金源となっているとの指摘があることである。こうした反社会的勢力が露店、バツ屋等を通じてゲリラ的に販売している行為は従前においても民事的な

救済の対象となるものではあったが、民間の事業者では相手方の特定さえ困難であり、民事訴訟による問題の解決どころか、危険を伴う可能性もある。このような場合、やはり警察を通じた調査能力、執行能力に問題の解決を期待せざるを得ない。こうした状況を考慮して、より適切に対処できるように法改正が検討された。

また、「知的財産推進計画2004」においても、模倣品・海賊版対策として、不競法違反物品の水際差止制度の導入、日本国内における商品形態模倣品の取り締まりの強化等が課題として掲げられ、政府を挙げての取り組みが進められた結果、今回の法改正が実施された。

2. 1 著名表示冒用行為(2条1項2号)に対する刑事罰の導入

(1) 導入の目的

著名表示冒用行為に対する刑事罰は、他人の商品等表示の著名性にただ乗りする行為について、取り締まりを強化する目的で導入されたものである。

(2) 検討の経過

この刑事罰の導入の検討にあたっては、まず従来から刑事罰の対象となっている2条1項1号(周知表示の混同惹起行為)との関係が問題となる。2条1項1号は「混同」を要件としており、2条1項2号は「混同」を要件としていない。2条1項1号における「混同」は、元々侵害者と被侵害者との間に競業関係の存在を必要とする「狭義の混同」が前提とされていた¹⁾。しかし、判例の蓄積により、現在では「侵害者と被侵害者の間に直接の競業関係がなくとも両者間に取引上、経済上あるいは組織上なんらかの関係があるのではないかと誤信」、すなわち「広義の混同」があれば足ると解されている。したがって、2条1項1号の「混同」を「広義の混同」と解すると、2条1項1号の周知表示

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の冒用による混同惹起行為と2条1項2号の著名表示の冒用行為では、立証する要件によって、かたや刑事罰の対象とされるのに、かたや民事的救済のみが認められるということに合理的理由がないと思われる。

2条1項2号が不競法に導入された際の審議会の報告書である「不正競争防止法の見直しの方向産業構造審議会知的財産政策部会報告(1992年12月14日)」では、「デッドコピー及び著名表示の冒用については、現時点においては、民事的規制に加えて刑事的規制によって規制を行う必要性及び他の刑罰法規との均衡等について今後慎重に検討する必要があると考えられる。」と報告されている。また、当時の他の立法資料によれば「デッドコピー及び著名表示の冒用への罰則規定の適用については、これら規制の運用及び今後の我が国経済取引社会の実態の推移を慎重に見守りつつ、引き続き検討することが適切である。」と記載されている。2条1項2号への罰則規定の適用については、罰則規定の適用自体に理論的な問題があるわけではなく、規制の運用実態及び将来の経済取引社会の実態を踏まえての検討を行うことが予定されていたと言える。

(3) 改正のポイント

具体的な法文改正については、21条1項柱書で「次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とし、同項2号で「他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で2条1項2号に掲げる不正競争を行なった者」と規定された。

なお、旧2条1項1号を刑事罰の対象とする旧14条1項1号に「不正の目的をもって」とあるが、この新条文では「不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的」

として、「不正の目的」をより限定的に明確化した主観的要件が課せられた。

2. 2 商品形態模倣行為(2条1項3号)に対する刑事罰の導入

(1) 導入の目的

商品形態模倣行為に対する刑事罰は、いわゆる「コピー商品」の取り締まりを強化する目的で導入されたものである。

(2) 検討の経過

この刑事罰の導入にあたっては、特に意匠法及び著作権法との関係が検討された。そもそも不競法は「不正」な競争排除をその法目的とするものであるが、実務的には意匠法及び著作権法を補完するものとして期待されてきた実態があることが指摘され、検討された。そして、意匠法及び著作権法においては、その侵害行為について刑事罰が定められている(意匠法69条、著作権法119条)のに対し、2条1項3号侵害物品については、刑事罰を科さないとする明確な理由はないと思われる。むしろここに刑事罰の規定を欠くことは知的財産権侵害全般の刑事罰による抑制の抜け穴を生じさせていることになるとも考えられる。また、2条1項3号への罰則規定の適用については、2条1項2号の場合と同様に、罰則規定の適用自体に理論的な問題があるわけではなく、規制の運用実態及び将来の経済取引社会の実態を踏まえての検討を行うことが予定されていたと言える。

(3) 改正のポイント

具体的な法文改正については、21条2項に「不正の利益を得る目的で2条1項3号に掲げる不正競争を行なった者」として規定された。この条文でも「不正の利益を得る目的で」と、不正の目的をより限定的に明確化した主観的要件が課せられたのは、2条1項2号と同趣旨で

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ある。処罰の内容は、商品形態の保護という観点から意匠法とのバランスを取るべく、意匠法69条と同様に21条2項で「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」とされた。また、併料の規定も新設された。

なお、条文の規定振りが変更され、2条1項3号が適用除外となる場合につき、19条1項5号が設けられた。

また、旧2条1項3号については、施行(1994年5月1日)後、約10年が経過し、同号に基づく判例の蓄積も相当数なされてきていることから、模倣、商品形態、保護期間、保護開始時期等を中心に条文明確化のための改正がされた。「模倣する」については、2条5項で「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう」と定義した。

「模倣する」の定義に「依拠」という文言が含まれたことから、従前、適用範囲から除かれていた「通常有する形態」については、通常有する形態であれば「依拠」する対象にはならないことから条文上の文言は除かれた²⁾。「商品の形態」は2条4項で「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう」として、通常の使用において認識できる商品の内部形状が含まれることが明確に定義され、また、従来「商品の形態」から除外するものとして「通常有する形態」と規定していたものをより具体的に2条1項3号で「商品の機能を確保するために不可欠な形態」と規定した。「保護期間」については、3年では短いのではとの議論もあったが、「保護期間を改める必要がある特別の事情変化はみられない」として結局改正は見送られた。また、「保護期間の終期の起算点」については、従来「最初に販売された日から起算して3年」としていたものを「日本国内において最初に販売された日から起算し

て3年」と改正して、刑事罰導入に伴い、地理的な要件に関し、「日本国内での販売」が起算点となることを明確化した(19条1項5号イ)。

2.3 不正競争防止法侵害物品の水際差止め制度の導入

海外から我が国市場へ流入する知的財産権等の侵害物品を、水際すなわち通関の際に摘発するのが効果的である。関税定率法は、その名前が示すとおり輸入関税を定めた法律であるが、その中で輸入禁制品について規定し、財務省及び税関がこの対応にあたっている。従前の関税定率法は、この輸入禁制品について、関税定率法21条1項で「次に掲げる貨物は、輸入してはならない」とし、同項9号で、かかる貨物として「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」を掲げていたが、不競法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する物品、著名表示を冒用する物品及び商品形態模倣物品(以下、「不競法侵害物品」という。)については対象とされていなかった。

しかし、冒頭から繰り返し述べているように日本国内での模倣品・海賊版の氾濫という状況があり、近年のアジア諸国からの日本国内への模倣品・海賊版の流入が大幅に増加しているという状況下において、意匠法、商標法違反物品は水際措置の対象となるのに、それと極めて類似したケースでも不競法違反には水際措置が設けられていないため、水際差止め措置の実効性は十分なものではなかった。このため、不競法侵害物品を水際で差し止めるための税関における水際差止め制度の導入は強く望まれるところであった。

そこで、これら不競法侵害物品についても関税定率法21条1項の禁制品の対象とし、関税定率法21条の2の輸入禁制品に係わる申立て手続の対象とすることとなった。税関の水際段階に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て全国一斉に捕捉できるため、模倣品・海賊版対策としての実効性は高いと考えられる。ただし、この申立て手続は、訴訟手続を経ることなく仮処分と同等以上の効果を与えるものであることから、「差止め対象の明確化」と「適正手続きの保障」という問題が強く指摘されたため、経済産業大臣への意見照会制度を設けることにより、税関が水際で迅速かつ適正に侵害の該否を判断できるようにし、これらの問題に対処することとなった。

「差止め対象の明確化」については、不正競争差止請求権者の商品等表示が「周知」（不競法2条1項1号（周知な商品等表示））であるか否か等につき、不正競争差止請求権者自らが経済産業大臣に意見を求め、当該意見書を税関長に提出しなければならないとした（関税定率法21条の2）。

他方、「適正手続きの保障」については、実際の疑義物品の認定手続において、不競法2条1項1号、2号、3号に該当するか否かにつき税関長から経済産業大臣に意見を求めることができるとした（関税定率法21条の4の2）。

この改正関税定率法は平成18年3月1日から施行される。

3. 営業秘密の刑事的保護の強化

3.1 総論

(1) 営業秘密保護規定改正の経緯

1) 平成2年改正

不競法に営業秘密保護が盛り込まれたのは、平成2年の改正で、GATTウルグアイラウンドのTRIPs（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）交渉に対応する形で営業秘密保護を中心とした改正が行われ、不競法に営業秘密の民事的保護規定（2条1項4号～9号）が導入され、製造技術や顧客情報など営業秘密の保護に関しての対応がなされてきた。

しかし、経済産業省が平成13年に行ったアンケートによって、6割以上の企業は同改正不競法による営業秘密の民事的保護は不十分であると回答。営業秘密の侵害に対し、民事上の損害賠償請求等の保護策では不十分で、刑事処罰規定による抑止的效果を導入することが必要、との認識であり、諸外国の立法例においてもドイツ、フランス、アメリカ、中国、韓国等、営業秘密の不正取得に対し刑事罰を導入あるいは強化する方向にあることから、その民事的保護の強化と共に刑事的保護を加えることが検討された。

2) 平成15年改正・裁判所法等改正

このような状況を受け、平成14年7月知的財産戦略会議により決定された「知的財産戦略大綱」において、不競法に関する課題として民事・刑事両面の営業秘密の保護強化が掲げられ、これを受けて産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会の取り纏めにより平成15年改正法として制定、平成16年1月1日施行とされた。

この平成15年改正のポイントは、営業秘密の民事的救済措置の強化と刑事的保護の導入である。

① 民事的保護の強化

民事的救済措置の強化としては、訴訟段階での保有者の救済措置に焦点をあてて、不正競争行為による営業上の利益侵害によって生じた損害額や侵害行為自体の立証を容易化するため、さきの特許法等の産業財産権法と同様に、i) 逸失利益の立証容易化規定（5条；但し、対象を営業秘密のうち技術情報に限定している）、及び ii) 侵害者と主張されている者の行っている行為の具体的態様の明示義務規定の導入（6条）を行い、iii) 書類提出命令規定の拡充（7条）等を図った。

しかし、侵害を立証するためには営業秘密を公開の法廷に出さなければならないという不合

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

理があり、活用が進まないという状況であった。

この問題を解決するため、平成16年裁判所法等の改正がなされ、インカメラ方式、秘密保持命令等、裁判公開の原則を維持しながら、一定の場合に例外を設け、秘密性を保持する裁判手続の整備が行われた。

② 営業秘密の刑事的保護の導入

営業秘密の刑事的保護の導入においては、刑事罰の謙抑制の観点から、特に違法性の高い行為類型を対象とすることとし、営業秘密と言う「情報」の「不正の競争の目的」による取得、使用又は開示が処罰対象とされた。

a. 「情報」を保護法益とした立法

平成15年改正において導入された営業秘密の刑事的保護における大きな意義は無体物である営業秘密という情報の侵害に対して刑事罰を導入したことである。

従来、営業秘密が紙や電子媒体等の有体物に記録されている場合は、刑法上の窃盗や横領によって処罰が可能であったが、写真や電子的なコピー等によって「情報」だけを不正取得する場合は、有体物を対象とする刑法上の財産犯としては処罰できなかった。この問題を解決するものとしてこの改正は大きな意義を有するものであった。

b. 目的要件

この刑事罰の導入において、他の諸利益との衝突を避けるため、刑事罰の対象行為には全ての場合に「不正の競争の目的」を要件として設け、「不正の競争の目的」の無い行為は不可罰とされた。

「不正の競争の目的」とは、いわゆる図利・加害目的であり、自己を含む特定の競業者を利用することを意味し、これにより、報道の自由の確保、企業の不正行為に対する内部告発等の保護が図られる³⁾。

c. 行為要件

処罰対象となる行為は、原則として、他人の

営業秘密を「使用」又は「開示」する行為とした。但し、例外的に、営業秘密の再現可能性を飛躍的に高めるような、詐欺等行為又は管理侵害行為により営業秘密記録媒体等を取得して、又はその媒体の記録等を複製する営業秘密の「取得」行為は法益侵害の危険性の高い行為として処罰対象とした。処罰対象となる行為を、原則として、他人の営業秘密を「使用」又は「開示」する行為としたのは、営業秘密を他人に不正に取得されただけでは、営業秘密は保有者の手元に残っており、引き続き使用することが可能であり、使用又は開示されることによってはじめて、財産的な価値を喪失し、公正な競争という法益の侵害が起こるからである。

d. 各号の概要

営業秘密の刑事的保護については平成15年改正法（以下、本稿では旧法）14条1項3号から6号までに規定している。各号の具体的内容は以下の通りである。

イ) 旧法3号：営業秘密を詐欺等行為又は管理侵害行為により不正取得した後、不正の競争の目的で、それを不正に使用し、又は開示する罪（不正取得後使用・開示罪）。

ロ) 旧法4号：3号の使用または開示の用に供する目的で、営業秘密が記録された媒体を取得し、又は複製することにより、その営業秘密を不正に取得する罪（不正取得後使用・開示準備罪）

ハ) 旧法5号：営業秘密を保有者から示されたものが、不正の競争の目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、その営業秘密が記録された媒体を不正に領得し、又は複製して、その営業秘密を使用し、又は開示する罪（不正領得後使用・開示罪）

ニ) 旧法6号：保有者から営業秘密を示された役員又は従業者が、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を不正に使用し、または開示する罪（役員・従

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

業者不正使用・開示罪)

これら旧法3号から6号までの行為は、営業秘密の不正取得類型と正当取得類型に区分できる。

まず、旧法3号及び旧法4号は、不正取得類型(刑法上の窃盗、詐欺、恐喝、強盗に相当)に該当し、旧法3号は、不正取得後の不正使用又は開示を処罰対象としており、旧法4号は、旧法3号の予備的な行為で、特に違法性の高い不正取得行為(媒体の取得又は複製)のみ処罰対象としている。

次に、旧法5号は、不正取得類型と正当取得類型の交錯領域の位置付けとなる⁴⁾(刑法上の横領に相当)。当初、営業秘密を正当に取得しているが、後にその媒体を不正に領得又は複製する行為であり、正当取得と不正取得の両面を持つ。あいまいな領域のため、処罰範囲の明確化の見地から規定されることとなった。

旧法6号は正当取得類型に該当し(刑法上の背任に相当)、行為主体を営業秘密保有者の役員・従業者に限定し、媒体等の不正領得や複製の作成を問わず、管理の任務に背いて使用・開示する行為を処罰することとしている。

なお、これら刑事罰の適用に関しては、刑事手続において営業秘密が公にされてしまい、秘密保護に反する結果を招きかねないことから、親告罪とされている。

以上が導入された刑事罰の概要である。しかし、営業秘密の刑事的保護において、転職の自由の確保の観点から、退職者が在職中に身に付けた情報を退職後に使用することを制限すると労働の流動化をさまたげることからこのような類型は処罰しないこととされた。また国外犯処罰については見送られた。

裁判手続において証明のため営業秘密を公開の場に提出せざるを得ない点については、憲法上、刑事裁判の公開の原則の定めがあり、民事の場合以上に運用上の問題点が残る。

(2) 平成17年改正のポイント

今次、アジア諸国の産業発展等によるグローバルな競争が激化する中で、営業秘密の海外における侵害行為や雇用流動化の中での情報流出等に対する措置を拡充し適正な競争環境を維持するため、本改正が行われた。

本改正の営業秘密の刑事的保護強化の項目は、

- ① 営業秘密の国外使用・開示処罰の導入
- ② 退職者の処罰の導入
- ③ 法人処罰の導入
- ④ 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から原則として5年以下の懲役又は500万円以下の罰金への引き上げおよび罰金と懲役の併課という罰則の見直しである。

本改正により旧14条は、21条に番号が繰り下がり、新たに8、9号が加わり、刑事罰の類型は以下の通りとなった。

21条1項4号 不正取得後使用・開示罪(前掲旧法3号)

21条1項5号 不正取得後使用・開示準備罪(前掲旧法4号)

21条1項6号 不正領得後使用・開示罪(前掲旧法5号)

21条1項7号 役員従業員不正開示罪(前掲旧法6号)

21条1項8号 在職中に保有者から示された退職者が、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の開示について他者に申し込みをし、又は他者から請託を受けて、その営業秘密を退職後に使用又は開示した者

21条1項9号 不正の競争の目的で、4号、6号、7号、8号の罪にあたる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用・開示した者(二次的取得者の使用又は開示)

3.2 各 論

(1) 退職者による営業秘密の不正使用・開示

(21条1項8号)

第二十一条

八 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第六号に掲げる者を除く。）

1) 意義

事業者の役員・従業者が「在職中に」正当に入手した営業秘密をその「在職中に」不正の競争の目的で使用し、又は開示した場合には、改正前でも刑事罰の対象になっていた（旧法14条1項6号、21条1項7号）。しかし、役員・従業者が「在職中に」正当に入手した営業秘密を、不正の競争の目的で「退職後に」使用又は開示しても、営業秘密記録媒体等を領得等していた場合を除き、刑事罰の対象にはなっていなかった。

【補足①】役員・従業者が、不正の競争の目的で、事業者の営業秘密が記録された書面や記録媒体自体をその記録媒体等の管理に係る任務に背いて領得し、又は、複製してその営業秘密を使用、開示した場合には、旧法14条1項5号（21条1項6号）により刑事罰の対象である。例えば、従業者が、退職後に使用する目的で在職中に事業者の営業秘密が記載された書面をコピーし、その複製物を自宅に持ち込み、退職後に複製物を転職先で使用した場合がこれに該当する。これに対して、書面の持出しもなく、複製も伴わずに、退職後に自ら記憶していた営業秘密を転職先で使用、開示する場合には、旧法14条1項5号の刑事罰の対象とならない。退職後の使用又は開示であるため、旧法14条1項6号にも該当しない。

しかしながら、元役員又は元従業者が在職時に正当に入手した営業秘密を退職後に使用又は開示する事例が現実的に多発していることから、従来の刑事罰（旧法14条1項5号、6号）では、営業秘密の保護には不十分として、今回、新たに刑事罰の類型に本号が加えられたものである。

【補足②】例えば、不正な使用を目論んで退職する場合は、退職者との間で明確に秘密保持契約を締結することは現実に難しく、また、たとえ締結しても、旧法14条1項5号規定の記録媒体の領得や複製を伴わない限り民事上の追及（契約違反又は不競法違反）しかできなかった。

【補足③】退職した役員・従業者への刑事罰の是非は前回の改正でも議論されたが、職業選択の自由等の問題から前回の改正では導入されなかった。しかし、退職した役員・従業者が関係する事例が多く、概して、悪質なケースには刑事罰を科すべきとの意見も強く、今回、営業秘密の保護強化の一項目として退職者による一定の悪質な行為について刑事罰の対象とされた。

2) 典型的事例

この類型に該当する事例として、次のようなものがある。

①「申込み」に関する事例

自社の製品に使用される新しい部材の製造に関わっていた従業者が知人の勤務する競合会社への就職を希望していた。就職条件を有利にすべく、就職の交渉中にその競合会社のために転職後に当該新部材の組成に関する情報を教えることを表明して就職の交渉が成立した。転職後にその情報を転職先の技術者に説明、当該技術者が転職先の開発にこれを使用した。

②「請託」に関する事例

製造部門の責任者が、ヘッドハンターを通じて、自社製品と同種の製品の製造を企画している海外の会社から転職の誘いを受けた。また、転職に際しては営業秘密である自社製品の製造

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

設備と同一の設備の構築を要望された。有利な転職条件であることから転職を決意。退職後に、前の会社の職務遂行の過程で知り得た製造設備の技術的特徴を取り入れて同種の設備を開発・製造した。

3) 要件

① 主体「営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者」

前号(21条1項7号)に規定の在職中の役員・従業者による不正の競争の目的での営業秘密の使用又は開示に対する刑事罰と同様、事業者から営業秘密として管理されている情報を、在職時に正当に取得した役員又は従業者が対象である。

役員については前号で定義されているが、従業者は前号でも定義されていない。従業者は、一般には、事業者と雇用契約関係にある者であり、正社員のほか、派遣労働者、パートタイマー等も含まれる⁵⁾。

② 行為

a. 「不正の競争の目的で」

改正前の刑事罰と同様の要件であり、自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせるような目的、又は上記競業者に損害を加える目的を意味し、報道目的や内部告発目的は除かれる。本号についていえば、前勤務先事業者の営業秘密は競合関係にある他の事業者(転職先事業者に限らない)にとっても有用である以上、他の事業者がその営業秘密を使用することは競争上優位な立場に立てることになり、このような目的での当該他の事業者の事業への使用が該当する。

b. 「在職中に」

「在職中に」とは、役員又は従業者が事業者との委任関係又は雇用関係を結んでいる期間を指し、休職中又は休暇中を含む。

c. 「その営業秘密の管理に係る任務に背き」
前号(21条1項7号)と同じであるが、「営

業秘密の管理に係る任務」とは、秘密保持契約等によって個別的に課せられた営業秘密を保持すべき任務のほかに、秘密保持義務が課せられていない場合でも事業者との委任契約又は雇用契約において一般的に営業秘密を管理すべき任務がある場合も含む。具体的には、事業者の情報管理に関する規程の整備・運用状況、雇用契約の内容、役員・従業者の職務遂行責任の状況等などにより個別具体的に判断されることとなる。

d. 「営業秘密の開示の申込みをし」又は「その営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて」

刑事罰を科すことが相当と思われる悪質なものに限定すべく、このような要件を規定したのである。

(イ) 「営業秘密の開示の申込みをし」

営業秘密を第三者に対し開示することを自ら持ちかけることをいい、相手方がこれを実際に了承したかどうかは問わない。逆に、相手に対し明示的に申し出をせず、内面的な意思に留まっているだけでは、対象外である。第三者の如何も問わず、開示の申込みをした場所は国内外を問わない。なお、開示を申し込んだ相手と営業秘密を開示する相手との間に何らかの関係が存在すれば、本号が適用される。すなわち、同一事業者内であるような場合には、たとえ人物自体が異なっても当然、本号が適用される(例：採用担当者に申し出、技術者に開示)。

【補足④】在職中に正当に入手した前勤務先事業者の営業秘密が、「退職後に」新勤務先での業務遂行にあたり有用と判断し、在職中に自己のパソコンに記録し、残っていた資料を基にして新勤務先でこれを整理し、使用した場合には、本号の要件である「在職中に営業秘密の開示の申込みをし」に該当しない。但し、退職後も、勤務先事業者の営業秘密の秘密を保持する義務が継続している場合は、民事上の責任は追

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

及される。

(ロ)「その営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて」

第三者からの要請を受けたことをいい、「請託」は刑法の収賄罪での構成要件である「請託」と同一である。要請を受けた役員・従業員において請託の受諾の意思が表示される必要はなく、黙示のもので足りるが、受諾の内心が形成されていることが必要である。国外での請託も対象となる。当該事業者の他の役員又は従業員からの要請を含む（独立起業を予定している役員から誘われ、当該役員が設立した会社に、営業秘密を持って就職した場合など）。

e.「その職を退いた後に使用、開示」

当該事業者との雇用関係等を終結した後であり、事業者から解雇された場合、又は自己都合で退職した場合、その他定年退職による場合を問わない。また、転職先への就職は要件ではない。

4) その他

営業秘密自体の領得・複製行為を要件として

いない点で、21条1項6号（旧法5号）とは異なるが、退職者が営業秘密自体の領得・複製行為をしていれば、21条1項6号が適用される（本号末尾括弧書き）。従って、本号は、21条1項6号では刑事罰を科すことができないケースで適用されることになる。

なお、21条1項6号から本号の刑事罰は、いずれも「営業秘密を保有者から正当に入手した者」が要件となっているが、理解のために各号の違いを以下の表に示す。

(2) 二次的取得者の使用または開示（21条1項9号）

第二十一条

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

表1 営業秘密の正当入手者に対する刑事罰の態様

要件	第21条1項6号	第21条1項7号	第21条1項8号
主体：正当入手者 *「営業秘密を示された者」	現職役員・従業員、退職役員・従業員（在職中に示された者）、下請け業者、ライセンサー等（制限なし）	現職役員・従業員のみ	退職役員・従業員（在職中に示された者）
意図：	不正の競争の目的で （領得・複製、使用・開示）	不正の競争の目的で （使用・開示）	不正の競争の目的で （申込・請託、使用・開示）
行為：（原因）	（記録媒体の取得原因） ①詐欺等行為 ②管理侵害行為 ③横領その他の営業秘密記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、	（在職中に） 営業秘密の管理に係る任務に背き、 *事業者との委任・雇用契約に基づく一般的な秘密保持任務、あるいは、個別の秘密保持契約等による秘密保持すべき任務	（在職中に） 営業秘密の管理に係る任務に背き、 ①開示の申し込み、又は ②使用若しくは開示の請託を受け、
行為：（方法）	①営業秘密記録媒体（オリジナル）の領得 ②営業秘密記録媒体（オリジナル）の複製の作成		
行為：（結果）	（在職、退職とは関係なく）営業秘密の使用・開示	（在職時に）使用・開示	（退職後に）使用・開示

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1) 意義

本号は、営業秘密の保有者から営業秘密を取得した者（一次的取得者）からさらに営業秘密を取得した者（二次的取得者）が当該営業秘密を不正使用又は不正開示することを罰する規定である。従来、一次的取得者の不正使用等に関する刑事罰規定（旧法14条1項3号乃至6号）や、二次的取得者に対する民事的措置関連規定は存在したが（2条1項8号、9号、3条、4条）、二次的取得者に対する刑事的措置については特別な規定を設けず、共犯理論に委ねていた。例えば、ある会社（甲）が競合会社の営業秘密を取得しようブローカー（乙）に要請し、乙が第三者（丙）を使って営業秘密を盗ませた場合、改正前の不競法では丙は正犯、乙は共犯、甲は不可罰であった。これに対し、今回の改正法では、丙に加え乙も正犯となり、甲は乙の共犯になる。つまり、今回の改正は、二次的取得者に対する犯罪構成要件を規定して二次的取得者を独立正犯として刑事罰の対象とすることにより甲も共犯として罰することができるようにする狙いがある。もっとも、甲から先に営業秘密が取得された場合（二次的取得者からの取得者）は、本改正法でも罰することはできない。

2) 要件

① 主体

主体は営業秘密の二次的取得者である。二次的取得者とは、営業秘密の保有者から営業秘密を取得した者（一次的取得者）より当該営業秘密を取得した者をいう。二次的取得者より営業秘密の開示を受けた者は本号の主体には該当しない。但し、前述のように共犯として罰することは可能である。

② 客体

客体は、一次的取得者より開示を受けた営業秘密である。

③ 「不正の競争の目的」の存在

二次的取得者は、「営業秘密を取得する際」

及び「その営業秘密を使用し又は開示する際」の両方において不正の競争の目的（自己を含む特定の競業者を競争上優位に立たせる目的、又は競業者である営業秘密保有者を害する目的）を持っていなければならない。この目的が存在しない内部告発や報道目的は本規定の構成要件に該当しない。二次的取得者より営業秘密の開示を受けた者が不正競争の目的を持っていたか否かは、本罪の構成要件ではない。

④ 営業秘密の取得態様

一次的取得者が、21条1項4号又は同6号乃至8号の罪に当たる開示を行い、二次的取得者がこの開示によって営業秘密を取得する必要がある。21条1項9号の構成要件としては、前記各号の規定に該当する開示行為が必要であるが、開示行為を行った者が実際に処罰される必要はない。

二次的取得者が、前記各号に該当しない方法で営業秘密を取得した場合（例えば、一次的取得者が電車内に置き忘れたパソコンを二次的取得者が持って帰り、パソコンに記録された営業秘密を取得した場合）は、21条1項9号違反に該当しない。なお、9号自体の開示による営業秘密の取得は含まれず、前述の通り二次的取得者の取得者は不可罰となっている。

⑤ 営業秘密の使用又は開示

この「使用」とは、競争上優位に立つ手段として営業秘密を活用することをいう。実際に優位な地位を得たか否かは本罪の成立に影響しない。「開示」とは、営業秘密を第三者に知らせる行為をいう。第三者に営業秘密を盗まれた場合や、二次的取得者の意図に反して営業秘密が第三者に漏洩した場合は、「開示」があったとはいえない。開示の相手が単独か複数か、特定の者か不特定の者かは問わない。開示方法についても制限はない。自ら使用するか第三者に開示する必要があるため、営業秘密を単に保有しているだけでは本号には該当しない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

⑥ 典型的事例

甲は、開発した製造ノウハウを営業秘密に指定し当該ノウハウを記録したCDを鍵をかけた金庫に保管していた。乙が甲の工場に侵入し、当該CDを盗み甲の競合メーカーである丙に売却した。丙は、当該CDが甲より盗まれたことを知りながら、甲の製品（A）に対抗するため、当該CDに入っている営業秘密を使って製品（A'）を製造し販売した。

(3) 営業秘密の日本国外での使用・開示罪 (21条4項)

第二十一条

4. 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

1) 意義

本項は、日本国内であれば営業秘密を侵害する実行行為（使用又は開示）について、国外でこれを行った場合にも処罰対象とするものである。21条1項5号を除き21条1項4号及び21条1項6号乃至9号までの全ての使用・開示行為が対象である。そして、従前からの属地主義の考えを維持して、保護客体を「日本国内において管理されていた営業秘密」と明確にした。すなわち、営業秘密の取得地如何に関わらず、「使用・開示地が日本国内か否か」をもって処罰の是非が定まる場所的適用範囲の原則に加えて、本改正により、使用・開示地を問わず、詐欺等行為等の時点で「日本国内に管理されていた営業秘密か否か」をもって処罰の是非が定まることとして、国外使用・開示も処罰されることになった。

そもそも国外犯処罰に関しては、刑法総則に

おいて、殺人罪等の重大犯罪について規定している（刑法2条～4条の2）のみであった。知的財産法では、属地主義の考えに基づき、国外犯処罰については消極的であった。不競法においても、11条1項で規定されている外国公務員贈賄罪を除いては国外犯処罰の規定は存在しなかったため、処罰対象は、刑法1条の例に従い、日本国内において実行行為を行った場合に限定されていた。

従来は、「開示行為」が一部でも日本国内で開始された場合には国内犯として処罰可能であることから、それほど重大な問題とはならないと考えられていた。

しかし、①営業秘密の保護法益は「営業秘密の財産的価値」と「公正な競争秩序の維持」であるところ、日本国外で使用・開示されることによる営業秘密の財産的価値の損失は、日本国内で使用・開示された場合と同等に発生するものであること、②経済のグローバル化の進展及びアジア諸国の経済発展に伴い、とりわけアジア諸国との間を中心に物的・人的な海外との往来が増加するとともに、知的財産に関する国境を越えた紛争が増加していることから、国境を越えた知的財産の流出への対応が重要になり、営業秘密の使用・開示行為が必ずしも国内でなされるとは限らなくなったこと、③営業秘密侵害罪を導入している主要国（米・独・仏・韓・中）では、全て国外犯が処罰されていること、④このような状況の中、日本知的財産協会及び経営法友会所属企業に対し行った調査においても80%以上の企業が「日本国外で使用又は開示する場合であっても、日本国内で管理されていた営業秘密を持ち出している場合には、日本国内における使用又は開示行為と同様に処罰すべきである。」と答えていること、等の理由から、国外犯処罰を規定する必要性が明確になった⁶⁾。

これらを受け、平成17年の不競法等を改正する法律案に国外で営業秘密を不正に使用又は開

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

示する行為を処罰する規定が盛り込まれた。

2) 典型事例

本項の典型的な事例としては次のケースが考えられる。

あるメーカーの従業員が毎週末海外に赴き、アルバイトで会社の営業秘密を含むノウハウを競合メーカーに技術指導しているケース。

3) 要件

① 主体

日本国外において21条1項4号、6号、7号、8号及び9号の罪（※1）を犯した者である。日本国民であると外国人であるとかかわりなく処罰の必要性は変わらないため、改正前と同様、国籍にかかわらず適用される。

行為類型はすべて、営業秘密の「使用・開示」罪であり、これらの各号に定める「使用・開示」の実行行為が国外で行われた場合も、本項で処罰されることとなる。

因みに、21条1項6号は「領得し、又は作成」して「使用し、又は開示」する行為が実行行為であるとも考えることもできなくはない。この考え方に従えば、21条1項6号に関しては、改正前でも領得又は作成が日本国内で行われた場合には、実行行為の一部が国内で行われたものとして、国内犯として処罰することが可能となるが、本改正で立法的に解決されたと言える。

ところで、21条1項5号の罪が除外されている点だが、21条1項5号は21条1項4号が違法性の高い行為類型であることに鑑み、その準備行為である不正取得行為につき、予備罪的に処罰する「取得」罪である。

21条1項5号の実行行為たる「取得」が国外で行われ、「使用・開示」も国外で行われたような場合には、本改正法ではなく、もはやその国の営業秘密侵害罪等が適用されるべきである。そのため、取得罪である21条1項5号は除外された。

なお、営業秘密の「取得」が国外で行われ、

「使用・開示」が日本国内で行われた場合、いわば営業秘密が逆流した場合には、本改正前の場所的適用範囲の原則に立ち返り、使用・開示地が日本国内であるため、日本の不競法が適用されることになる⁷⁾。

例えば、外国出張中、営業秘密の入った記録媒体を産業スパイに盗まれ、日本国内の競合会社に開示されたような場合である。

また、21条1項4号が国外犯処罰の対象になったことから、21条1項5号の「前項の使用又は開示の用に供する目的」には、国外での使用・開示を行う目的も含まれ、国外での使用・開示の目的をもって国内で営業秘密記録媒体等の記録を複製して「取得」する行為等も処罰対象となる。

② 客体

詐欺等行為若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密が客体となる。

上記各行為類型において、取得あるいは示されるその営業秘密が既に国外に持ち出されていた場合には処罰対象にならないことになる。すなわち、既に国外に持ち出したその営業秘密について詐欺等行為・管理侵害行為があっても対象とはならない。また、国外において保有者から営業秘密が示された場合も対象とはならないことになる。例えば日本国内の事業所で考案された営業秘密たる工場マニュアルについて、日本国内において管理すると同時に、同社外国法人の工場に備え置き、現地にて現地従業員に提供していたとき、この現地に備え置いたものが管理侵害行為によって他社に使用された場合には、当該営業秘密は国外に持ち出されている以上本法による刑事罰の対象とはならないとされ、現地の営業秘密保護法制度に委ねられることになる⁸⁾。

理論上、日本の不競法の刑事罰規定適用だけを考えれば、非効率的ではあるが、日本国内に

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

において全ての営業秘密を集中管理して、直接国外の企業にインターネット等で情報提供を行い、また自社外国人の従業員等への提供も日本国内の研修等で行うことが考え得る。

もっとも、実務上効率的に考えれば、あくまで「日本国内で管理されていない営業秘密」すなわち、日本国外にある営業秘密に関しては、本改正前と同様、現地の営業秘密保護法制度で保護されるように管理することを優先的に検討すべきであろう。

他方、詐欺等行為又は管理侵害行為が日本国内で行われる必要はない。国外からの詐欺、不正アクセス等も対象である。あくまで日本国内において営業秘密が管理されているか否かが判断基準となる。日本国内で営業秘密が管理されていれば、例えば国外からインターネットを介して日本国内で営業秘密を管理しているサーバに不正アクセス（管理侵害行為）して取得された場合のように、侵害（取得）行為自体が日本国内で発生しているとは厳密に定義できないケースであっても問題なく本項の要件にあてはまることになる。

③ 行為

国外で使用・開示していること。

上記行為類型は、全て「使用・開示」罪であり、国内犯における「使用・開示」行為と格別解釈が異なる点はない。本項から除外されている21条1項5号は、前述のごとく21条1項4号を予備罪的に処罰する「取得」罪となっているため除外されている。

(4) 秘密保持命令違反による営業秘密の国外使用（21条5項）

第二十一条

5. 第一項第十号の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

1) 意義

平成16年通常国会において成立した「裁判所法等の一部を改正する法律」により、次の4つの制度により民事訴訟の審理における営業秘密の保護が図られた。

- ① インカメラ審理手続の整備
- ② 秘密保持命令制度の創設
- ③ 当事者尋問の公開停止

しかしながら、上記制度のうち②の秘密保持命令を受けて開示された営業秘密の目的外使用及び秘密保持命令を受けた者以外の者への開示（21条1項10号に規定する秘密保持命令違反）については、現行の不競法においても可罰となっているが、日本国外においてこれらの違反行為を行った場合には、不可罰であった。

よって今回の改正により、日本国内で管理されている営業秘密を、日本国外で使用・開示することを刑事罰の対象にしたのと同様に、裁判所から秘密保持命令を受けて開示された営業秘密を日本国外で使用・開示する行為等についても刑事罰の対象となった。

2) 典型事例

A社からB社に対する営業秘密使用等差止請求訴訟において、B社が自社開発したと主張する製造方法がB社の営業秘密である事例：

B社が、文書提出命令に従って自社の営業秘密である製造方法の開発に関する資料を提出するにあたり、閲覧等制限申立てをするとともに、裁判所に対して秘密保持命令を申し立てた。裁判所はA社の社員X氏に対して秘密保持命令を下した上で、その資料を開示した。

X氏は、海外出張の折、開示を受けたB社の営業秘密である製造方法を海外子会社Cの社員に開示した。

3) 要件

裁判所の秘密保持命令を受けて営業秘密を開示された者が、「日本国外」において、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は「秘密保持命令を受けた者」以外の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

者に開示する行為は、刑事罰の対象となる。なお、当該訴訟の追行の目的であっても、他社はもちろん自己の属する会社の従業員にも「秘密保持命令を受けた者」以外の者に対して当該営業秘密を開示する行為は刑事罰の対象となる。

【補足】「秘密保持命令を受けた者」とは、裁判所の秘密保持命令を受けて営業秘密を開示された当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう）、訴訟代理人又は補佐人をいい、自社の社員であっても裁判所から秘密保持命令を受けていない者は当然含まれない。

(5) 営業秘密侵害罪に対する法人処罰の導入 (22条1項2号)

第二十二條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

二号 前条第一項第四号、第五号、第九号は第十号一億五千万円以下の罰金刑

1) 意義

改正前の不競法に規定されている犯罪については、営業秘密侵害罪を除き、両罰規定による法人処罰が既に導入されている。また、平成16年に導入された裁判所からの秘密保持命令に違反して営業秘密を開示した場合にも、両罰規定が設けられている。

今回の改正では、新たに営業秘密侵害罪に対しても法人処罰（1億5千万円以下の罰金）が導入されることになった。営業秘密の侵害罪については、「不正の競争の目的」という事業者間の競争を想定した犯罪類型であること、個人

の利益よりも法人の経済的利益を目的に犯罪が行われると考えられることから、法人処罰の導入を行うことは、実質的な行為者への制裁になるという点で意義がある。

なお、法人処罰が導入されたのは、不正取得類型（21条1項4号、5号）と不正開示の相手方となって営業秘密の開示を受けた者（同9号）に関してである。正当取得類型の侵害行為（同6号乃至8号）については、法人処罰の適用はない。行為者が従業員等の場合には、営業秘密の保有者であり被害者でもある法人が処罰されるように文言上は見えることと（同6号、7号）、転職先の法人が処罰されることになると、転職活動に萎縮効果をもたらすおそれがあるためである（同6号、8号）。

ところで、法人処罰の導入により、企業にとっては従業員の選任監督責任の遂行が強く求められることになる。法人処罰においては、選任監督義務についての企業側の過失が推定されるため、選任監督義務を尽くしていたとして免責されるためには、企業側が立証する必要がある。それでは一体、どこまで選任監督義務を尽くしていれば、法人が免責されることになるかが、企業の実務者にとっては知りたい点である。しかし、現時点では不競法における判例の蓄積もなく、企業にとっては予見することは難しいと考えられる。そこで、経済産業省の「営業秘密管理指針」の改訂が行われ、企業における営業秘密コンプライアンスの内容も盛り込まれる。コンプライアンスの「目安となる事項」は以下の6項目としている。①管理方針等（基本方針、基準、規程等）の整備、②責任者の存在とその権限の明確化、③営業秘密侵害を防止するための教育及び管理方針等の周知・徹底、④日常的なモニタリングの実施、⑤内部監査の実施、⑥事後対応体制の整備である。企業としては、これらの事項や今後の判例の蓄積を踏まえつつ、試行錯誤しながら選任監督義務を尽くすための

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

対策を模索していくことになろうかと思われる。

2) 典型事例

① 従業員甲が、自社の新製品開発を有利に進めるため、競合企業乙の営業秘密である、技術情報を詐欺等行為により不正に取得して、開示又は使用したケース（21条1項4号）

② 従業員甲が、ブローカー乙を介在させて競合企業の従業員丙をそそのかし、営業秘密である技術情報の開示を受けて、自社の新製品開発に使用したケース（21条1項9号）

3) 要件

① 主体

法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者

業務に関し違反行為を実際に行った行為者と共に、その法人又は個人に罰金刑を科する「両罰」規定の形式を取るのが一般的であり、本条もそうした規定の仕方になっている。ここで、人とは事業主としての自然人のことであり、代理人、使用人、その他の従業者とあるのは、事業主の統制指揮下で労務を提供する者のことである。

② その法人又は人の業務に関し

「業務に関し」とは、従業員等の行為が事業主の業務に関して行われた場合に限られ、業務とは無関係に、個人的に行われた場合は含まれない。

③ 21条1項4号、5号、9号又は10号

従業員等が、21条1項4号、5号、9号または10号に該当する類型による営業秘密の侵害罪を犯した場合、法人処罰の対象となる。

4. おわりに

不競法は知的財産の保護を図る上で適用範囲は多岐に渡り、他の知的財産法と併せて事業活

動と密接に関わっている。今回の改正事項を実務に応用するにあたり、本稿が検討の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 経済産業省「逐条解説 不正競争防止法 平成15年改正版」p.45 有斐閣（2003.10）
- 2) ジュリスト No.1294,（2005.10.1）
- 3) 前掲注1） p.149 有斐閣（2003.10）
- 4) 前掲注2）, p.151
- 5) 派遣労働者は、派遣先とは雇用契約関係にはないが、日常的には派遣先事業者の指揮命令を受け、その事業者の営業秘密を容易に知りえる立場にあり、前号・本号では派遣先事業者の従業者に含まれると解される。
- 6) 産業構造審議会知的財産政策部会「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2005.1）
- 7) 前掲注5） p.22,（2005.1）
- 8) 前掲注2） p.24

参考文献

- 1) 経済産業省知的財産政策室「逐条解説 不正競争防止法 平成15年改正版」有斐閣（2003）
- 2) 山下隆也、紋谷崇俊、郷家康徳、浅野大介 経済産業省産業政策局知的財産政策室「不正競争防止法の一部を改正する法律の概要」NBL No.762（2003.6.1）
- 3) 飯田聡「特集・第156回国会主要成立法律不正競争防止法の一部を改正する法律」ジュリスト No.1251（2003.9.1）
- 4) 日本知的財産協会フェアトレード委員会「不正競争防止法の改正について」知財管理Vol.53, No.11（2003）
- 5) 産業構造審議会知的財産政策部会「不正競争防止法の見直しの方向性について」（2005.1）
- 6) 経済産業省知的財産政策室「平成17年改正不正競争防止法の概要」（2005）
- 7) 青山紘一「不正競争防止法」法学書院（2005.3）
- 8) 井上健一「不正競争防止法の解説」一ツ橋出版（2003.12）

（原稿受領日 2005年9月6日）